

町内会活動ハンドブック

2026(令和8)年度版

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



郡山市は「SDGs 未来都市」として持続可能な開発目標の達成に向けた取り組みを推進しています。

郡山市

◆ 目 次 ◆

町内会長が変更になったときの届出等	1
町内会困りごとQ & A	2

【第1部 町内会について】

1 町内会組織図	7
2 郡山市自治会連合会について	8
3 町内会の活動について	9
4 町内会の運営と役員について	10
5 集合住宅について	12
6 町内会の新設・統合等について	12

【第2部 町内会と市の関わり】

1 町内会の関係事務	13
(1) 町内会長が変更になったら	
(2) ふれあいネットワーク事業	
(3) 市刊行物等配布謝礼金	
(4) 町内会長等行政連絡謝礼金	
(5) 広報こおりやま等の配布	
(6) 町内会の法人化（認可地縁団体）	
2 市政への意見・提案	16
(1) 市民提案制度	
(2) ココナビこおりやま	
3 集会所への助成	17
(1) 集会所整備等に係る補助金	
(2) 集会所の固定資産税等の課税免除	
4 地域づくり支援	18
(1) コミュニティ助成事業	
(2) 未来に続くみんなのまちづくり補助金	
(3) まちづくり活動保険	
(4) 福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）	
5 消防・防災	20
(1) 救急	
(2) 救急安心お願いカード	
(3) 災害時の情報伝達手段	
(4) 避難場所について	
(5) 避難行動要支援者避難支援制度	
(6) ハザードマップ	
(7) 自主防災組織	
(8) 郡山市消防団	
6 防犯・交通安全	23
(1) 地域パトロール支援事業	
(2) 防犯灯	
(3) 私道への防犯灯設置及び私道用カーブミラー設置費補助	

	(4) 公衆街路灯電気料補助金	
	(5) 交通安全	
	(6) 空き家対策	
7	ごみ・身の回りの環境	25
	(1) ごみ集積所の新設等の手続	
	(2) ごみ集積所の立会指導	
	(3) 集団資源回収報奨金	
	(4) 所有者不明の空き地	
8	道路・河川・上下水道	26
	(1) 市道(生活道路)の拡幅・舗装	
	(2) 市道の維持・補修	
	(3) 道路照明灯(駅前広場・地下道灯)	
	(4) 私道整備の補助制度	
	(5) 市道の除雪について	
	(6) 乗合タクシーが運行中!	
	(7) 河川愛護団体	
	(8) 私道への下水道本管布設について	
9	公園・緑	28
	(1) 郡山市公園愛護協力会	
	(2) 遊具等の公園施設の修繕	
	(3) 除草・清掃等のごみ収集	
	(4) 共同で行う緑化活動への助成	
	(5) 緑の街並みづくり事業	
	(6) 花いっぱいコンクール	
10	地域福祉・保健衛生	30
	(1) 民生委員・児童委員	
	(2) 共同募金	
	(3) 日本赤十字社	
	(4) 敬老会補助金	
	(5) 高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)	
	(6) 郡山市成年後見支援センター	
	(7) 認知症の方への支援	
	(8) 孤独死・孤立死等の防止に係る情報提供について	
	(9) 介護サービス事業所の運営推進会議	
	(10) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金	
11	生涯学習・ボランティア	33
	(1) 公民館等の予約について	
	(2) 研修会等で使用できる各種講座	
	(3) 郡山市生涯学習きらめきバンク	
	(4) 老人クラブ活動費補助金	
	(5) スポーツ用具の貸出	
	(6) 社会福祉協議会ボランティアセンター	
	(7) 市民活動サポートセンター	
	(8) ゲートボール場用地の固定資産税等の減免	

12 各種相談	36
(1) 市民相談センター	
(2) 消費生活センター	
(3) 交通事故相談	
(4) こころの健康相談	
(5) 郡山市自立支援相談窓口	
(6) 福祉まるごと相談窓口	
(7) こども家庭相談、女性・ひとり親家庭相談	
(8) 外国人相談窓口	
【参考資料】	39
各種様式データ、郡山市役所 庁舎等案内図	

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

町内会長が変更になったときの届出等

町内会長（本書では、町内会、自治会、行政区等の住民自治組織を総称して「町内会」と表記します。）に就任すると、総会の準備、事業計画及び予算編成など、様々な業務が発生します。

このページでは、町内会長が変更になった時に必要な届出等についてお知らせします。

町内会長変更の届出	【関連 13 ページ】
町内会長が代わったときは、「町内会等関係事項変更届」の提出をお願いします。 毎年2月頃に、変更届の提出依頼の文書を送付しますので、市民・NPO活動推進課または最寄りの行政センターへご提出ください。	
ふれあいネットワーク事業関係変更報告書	【関連 13、14 ページ】
市では、災害時の情報のほか、市政情報をファックスまたは電子メールでお送りする「ふれあいネットワーク事業」を実施しており、町内会長の皆様に登録いただいています。 ファックス機器をお持ちでない場合には、市からお貸ししています。 町内会長が代わった際には、「ふれあいネットワーク事業関係変更報告書」についても提出をお願いします（「町内会等関係事項変更届」と一緒にご提出ください）。	
広報こおりやま等の配送先変更の手続	【関連 14、15 ページ】
広報こおりやま等の配送先に変更がある場合は、変更届の提出をお願いします。届出の時期によっては、翌々月号分からの変更となります。	
認可地縁団体の代表者変更の届出	【関連 15、16 ページ】
市から認可地縁団体として認可されている場合、代表者（町内会長）が代わったときには上記「町内会等関係事項変更届」のほかに、「告示事項変更届」の提出が必要となります。	
資源回収実施団体登録事項変更の届出	【関連 25、26 ページ】
集団資源回収の実施団体として町内会が登録されている場合、代表者（町内会長）が代わったときには「郡山市資源回収実施団体登録事項変更届」の提出をお願いします。	

町内会困りごとQ&A

ここでは、よくある困りごとについて「Q&A」として掲載しています。

その他、問合せ事項がある場合には、市民・NPO活動推進課へご相談ください。

Q1. 地域にひとり暮らしの高齢者がいるが、何かあったとき不安である。

まずは、地区担当の民生委員・児童委員にご相談ください。民生委員・児童委員の連絡先などが分からないときは、保健福祉総務課（☎924-3822）へご連絡ください。（関連 30 ページ）

Q2. 道路で危険な場所がある。どこに相談したらよいか。

市道の場合は道路保全課（☎924-2301）、県道並びに国道 288 号及び国道 294 号の場合は福島県県中建設事務所（☎935-1456）、国道 4 号及び国道 49 号の場合は郡山国道事務所郡山維持出張所（☎932-4486）にお問合せください。コロナビこおりやまでも受け付けます。（関連 16、26 ページ）

Q3. 防犯灯の球切れ、破損を見つけたらどうしたらよいか。

セーフコミュニティ課（☎924-2151）または最寄りの行政センターにご連絡ください。その際、電柱等に付いている防犯灯プレートの番号をお知らせください。コロナビこおりやまでも受け付けます。（関連 16、23 ページ）

Q4. 近所にアパートやマンションができたが、町内会への勧誘はどうしたらよいか。

町内会は、地域住民の安全、安心、住みよいまちづくりのために活動しており、費用を会員が負担していることなどを、具体的に説明し町内会への加入を促すことが効果的です。

なお、郡山市自治会連合会では、町内会加入を呼びかけるチラシを作成しておりますので、郡山市自治会連合会事務局（☎924-1888）へお問合せください。（関連 8 ページ）

Q5. 市の事業で何か工事をしているが、内容をもっと詳しく知りたい。

工事現場に設置されている工事看板により担当課を確認していただきお問合せいただくか、市民・NPO活動推進課（☎924-3471）でお調べいたしますので、ご連絡ください。

Q 6. 市が新しい事業を実施するようなので内容を知りたいが、担当部署がわからない。

市民・NPO活動推進課（☎924-3471）でお調べいたしますので、ご連絡ください。

Q 7. ごみ集積所の設置や場所の変更をしたい。

事前の相談が必要となりますので、ごみ減量推進課（☎924-2181）へご相談ください。
(関連 25 ページ)

Q 8. 地域づくりのための支援制度を知りたい。

市や県では、地域づくり活動を行っている団体を支援する各種制度を設けています。詳しくは、市民・NPO活動推進課（☎924-3471）へお問合せください。(関連 18、19 ページ)

Q 9. 町内会員の名簿を作成したいが、個人情報保護の問題があり難しい。

町内会の活動では、いろいろな場面で会員の情報が必要となります。そのとき、個人情報保護の関係から、連絡先等の情報を教えてもらえないケースもあるようです。

作成に当たっては、なぜその情報が必要なのかを十分に説明した上で理解していただくことが重要です。集めた情報は、厳重に管理・保管し、目的外には使用しないことはもちろん、取扱いに細心の注意を払うことが重要です。

また、町内会が取り扱う個人情報も個人情報保護法の適用対象となっています。適正な管理のもとに個人情報を収集し、名簿を作成することに問題はありませんが、注意が必要となります。

詳しくは、市民・NPO活動推進課（☎924-3471）へお問合せください。

なお、市ウェブサイトにて世帯（家族）カードの作成例、個人情報取扱基準の作成例を掲載しておりますので、ご活用ください。(関連 11、39 ページ)

Q10. 町内会の活動中に怪我をしてしまった。

市では、市民の皆さんが安心して町内会活動を行えるよう、市が保険料を負担し、市民公益活動を行う市民の皆さんを補償対象とする「まちづくり活動保険」を導入しています。

詳しくは、市民・NPO活動推進課（☎924-3471）へお問合せください。(関連 19 ページ)

Q11. 地域で集会所を建てたい、または直したい。

市では、町内会が所有する集会施設の新築、改築、解体工事や修繕に要する費用の一部を補助する制度を設けています。詳しくは、市民・NPO活動推進課（☎924-3471）へお問合せください。（関連 17、18 ページ）

Q12. 町内会の名義で土地や建物を取得するには、どうしたらよいか。

町内会は、市に申請し、認可を受けることで、法人格を持つことができます。このような法人として認可を受けた町内会（「認可地縁団体」といいます。）は、町内会名義での不動産登記が可能となります。詳しくは、市民・NPO活動推進課（☎924-3471）へお問合せください。（関連 15、16 ページ）

Q13. 政治家から町内会に差入れや選挙協力の申出があった場合などは、どうしたらよいか。

公職選挙法では、政治家が選挙区内の人に対して一切寄附をしてはならないこととされており、選挙区内の有権者が政治家に寄附を求めることも禁止されています。

町内会が、良好な地域社会の維持及び形成に役立てる目的の範囲内において、特定の政治家を支援することは禁止されるものではありませんが、町内会は地域住民の理解と協力によって自主的に運営される団体という性格上、政治的に中立であることが基本であると考えます。政治的な活動の内容につきましては、組織内で誤解のないよう十分議論し、注意していただく必要があります。

また、地方自治法第 260 条の 2 に基づき、認可された町内会（認可地縁団体）については、特定の政党のために利用してはならないと規定されています。

Q14. 町内会費を払いたくても払えない家庭については、どう扱ったらよいか。

近年、高齢化の進展に伴い、高齢者の単身世帯や要介護者を抱える世帯など生活に困窮する家庭が増加し、実際に「町内会費が払えないので脱会したい。」という相談が寄せられるケースも増えているようです。

町内会の原点は、隣近所の助け合いの精神です。こうした助けを必要とする困窮者にこそ、町内会は、援助の手を差し伸べるべき存在であるため、会費の納入に当たっては、本人の意向や主体性を重視した上で、免除規定を設けるなど柔軟な対応が必要であると言えます。

Q15. 町内会費の使途について、会員から疑義の声が上がった。

多くの町内会において、町内会活動に必要な経費のほかに、様々な集金のご協力をいただいておりますが、中には町内会費の一部が神社の祭礼費や各種募金などに使われていることに不信感を抱き、それを理由に町内会を脱会する方もいるようです。

地域の神社祭礼などは、伝統文化としての側面がある一方で、宗教行事としての一面もあり、町内行事として参加を強制したり、町内会費の一部として強制的に費用を徴収したりすることは、会員全員が同一宗派である場合などを除いては、「思想・良心の自由」や「信教の自由」に反する恐れがあります。また、各種募金や寄附金などについても、原則、個人の意思に基づいて行われるものでありますが、町内会費と合わせて一括で集金する場合には、町内会で会員の同意を得た上で行うなどの配慮が必要と考えられます。

いずれのケースにおいても、会員の自由な参加を重視する必要がありますので、あらかじめ総会等において、何のために、いくらを、どのように集めるのか了承を得て、会計の透明性を確保することが重要になります。また、こうした募金や寄附金などは、コミュニティの活性化や地域福祉の向上などに役立っており、最終的に町内会に還元されていることなども明らかにしておくべきでしょう。

Q16. 町内会役員の担い手がいなくて困っている。

役員の担い手が不足する背景には、仕事が忙しくて、あるいは生活が苦しくて役員を担う余裕がない、町内会への関心が低下している、関心はあるが何をやっていいかわからない、負担が大きいななど様々なものがあると考えられます。

一方で、町内会の役員になれば、自らの住む地域をより良くしていくために直接、意見を反映させることができます。中には、役員になって欲しいとお願いされればやってみようと思っている会員の方もいるはずですし、実際に役員を担えるだけの力量を持った方も性別や年齢を問わず、多数いるものと思われれます。

まずは、活動内容や行事運営にあたって現在行っていることなどを書き出してみ、マニュアル化することで、誰でも役員を担える体制づくりをすることが重要です。また、多くの人ができる事から少しずつでも関われるよう、役割分担や活動内容を見直してみることや、行事のあり方などを時代に即した形に変えていくことなども検討すべきでしょう。

Q17. 町内会長や役員の引継ぎの方法がわからない。

どの町内会でも、会長や役員は定期的に交代していくことにはなりますが、交代に伴い発生するのが、引継ぎです。引継ぎがうまくなされないと、せっかく新しく会長や役員を引き受けてくれた人も、「何をやっていいかわからない。」などと意欲を低下させてしまい

ます。

まず、普段から、できるだけ会務の運営状況など情報を頻繁に発信し、町内会の活動を「見える化」しておくことが、引継ぎの第一歩となります。また、後任者が決まったら、新旧役員が直接会って伝達を行うことが重要で、その際、マニュアルや引継書などを作成しておくこと、より効果的です。

なお、市ウェブサイトには引継書の作成例を掲載しておりますので、ご活用ください。(関連 39 ページ)

Q18. 生活に困っていると思われる人が、近所の公園で寝泊りしている。どこに相談したらよいか。

保健福祉総務課 (☎924-3822) または最寄りの警察署 (郡山警察署 ☎922-2800、郡山北警察署 ☎991-0110) へご相談ください。

【第1部 町内会について】

1 町内会組織図

(令和8年4月1日現在)

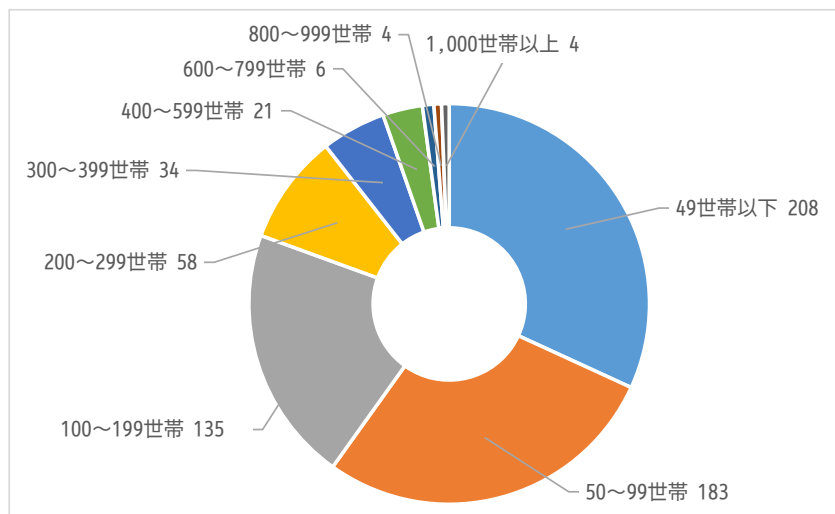
郡山市 自治会 連合会	郡山中央町内会連合会	300町内会
	安積町自治会長会	29町内会
	三穂田町区長会	12町内会
	逢瀬町区長会	8町内会
	片平町区長等連絡協議会	20町内会
	喜久田町区長会	17町内会
	日和田町町内会長協議会	34町内会
	富久山町連合町内会長会 連絡協議会	81町内会
	湖南町区長会	12町内会
	熱海町行政区長会	20町内会
	田村町自治会	29町内会
	西田町区長会	17町内会
	中田町内会連絡協議会	13町内会
計	592町内会	
単独のもの	61町内会	
郡山市町内会総数	653町内会	

【郡山市自治会連合会事務局】
市民・NPO活動推進課内

TEL 924-1888 FAX 931-5186

【参考】町内会の規模別一覧

(令和8年4月1日現在)



2 郡山市自治会連合会について

問 郡山市自治会連合会事務局（市民・NPO活動推進課内） ☎ 924-1888

郡山市自治会連合会では、町内会の活動を支援するため、以下のような活動を行っています。また、町内会に関する各種相談についても受け付けていますので、お問合せください。

（1）町内会加入促進チラシの作成

町内会加入促進のチラシを、作成・配布しています。新築住宅や集合住宅への町内会勧誘にぜひご活用ください。

裏面は「町内会加入取次連絡票」になっており、町内会加入希望者から提出があった場合、町内会長へ連絡しますので、加入手続の案内をお願いします。

また、新しく町内会に加入した方の中から抽選で郡山市特産品をプレゼントする「町内会加入促進キャンペーン」を実施しています。

町内会加入取次や加入促進キャンペーンの申込がパソコンやスマートフォンからできます。

市ウェブサイト

ホーム>くらし>まちづくり>町内会・自治会>町内会への加入をお勧めします

【URL】 <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/33/4918.html>



（2）回覧板の配布

回覧板バインダーを配布しています。古くなったり、足りなくなったりした場合は、事務局までご連絡ください。※数に限りがあるため、ご希望に添えない場合があります。

（3）会報の発行

連合会の活動内容をお知らせするため、会報紙を定期的に発行し、配布しています。

（4）ウェブサイトの運営

連合会の活動内容や先進的な取組を行う町内会等の情報をタイムリーに発信するため、ウェブサイト運営しています。

【URL】 <http://www.koriyama-jichiren.com/>



（5）功労者表彰の実施

地域の住民自治活動を積極的に推進し、その功績が顕著である個人や町内会等を表彰しています。

（6）町内会長「^{ぎしゅう}徽章」の販売

町内会長の「徽章」（バッジ）を希望者に販売しています。（1個3,000円）

詳しくは事務局へお問合せください。

3 町内会の活動について

町内会は、一定の区域に住む住民の自主的な意思による総意に基づき、地域を快適で住みやすくするために結成された任意の自治組織です。

各町内会においては、「自分たちのまちは自分たちでつくる」との考えのもと、安全で安心なコミュニティづくりの中心的な担い手として、おおむね次のような活動を行っています。

これらの活動を通じて、地域における連帯感の醸成やまちづくりにおいても重要な役割を担っています。

(1) セーフコミュニティ

セーフコミュニティ課 ☎ 924-2151



セーフコミュニティとは、「けがや事故は原因を究明することで予防できる」という理念のもと、地域の実状をデータを用いて分析し、市民、団体、関係機関、行政などが力を合わせて安全・安心に暮らすことができるまちづくりに取り組む地域のことです。郡山市は、2018年2月にセーフコミュニティ国際認証を取得、2023年2月に再取得しました。



町内会は、セーフコミュニティ活動の大事な基盤的推進母体であり、市では、活動に必要な各種データの提供や取組の事例を紹介しながら、地域の実状に合わせた活動を支援しています。

現在行っているけがや事故を予防する町内会活動に、関係団体と情報を共有して一緒に活動する「協働」と「データ分析」を加えれば、それがセーフコミュニティ活動です。

※楽しく理解できる動画をYouTubeで公開しているほか、DVDの貸し出しも行っております。また、出前講座も行っていますので、ご相談ください。



(2) 地域課題の解決

地域の中には、ごみ問題、高齢者支援、子育て支援、青少年の非行防止、道路や公園などの環境整備、防災防犯、交通安全など様々な課題があります。このような課題は、個人や家庭だけではなかなか解決できないため、町内会では、こうした問題の要望や意見を取り上げて話し合い、共通の課題として解決していきます。

その過程で町内会は、行政機関や警察、他の地域団体などと深い関わりを持つこととなります。市では、町内会を市民協働の重要なパートナーと位置づけ、連携を図っています。

(3) 地域住民の生活向上と地域福祉増進

地域の生活向上や地域福祉増進のため、次のような活動を行っています。

《活動例》

- 道路や公園、河川、湖岸等の美化清掃
- 交差点等での交通安全誘導
- 青少年活動への支援と青年育成
- 防災訓練や防犯パトロール
- 交通問題と交通事故防止対策
- 赤十字活動や共同募金活動

- ・高齢者・障がい者への福祉活動
- ・健康・体育と厚生活動
- ・地域内文化振興活動の推進

(4) 地域住民の連携と親睦

地域活動や次のような行事等を開催することにより、地域住民がふれあい、話し合い、協力し合う場となっています。

《行事例》

- ・子ども会行事、学童見守り活動
- ・文化厚生教室、文化作品展の開催
- ・講習会、見学会、視察研修の開催
- ・餅つき、音楽・合唱、演芸会等世代間交流会の開催
- ・運動会、文化祭、盆踊り・夏祭り
- ・いきいきサロン、敬老会の開催
- ・慶弔事、介護等への協力

(5) 情報の伝達・共有

町内会は、行政機関や近隣町内会、連合町内会等との連携により、様々な情報が集まる場にもなっています。こうした情報を住民に伝達するため、市の刊行物の配布や、「町内会報」等の発行及び連絡文・回覧紙等の作成・配布・掲示なども行っています。

4 町内会の運営と役員について

- ・会則、会議録、収支予算・決算等は、市ウェブサイトの様式集を参考にしてください。(関連 39 ページ)

(1) 運営方法

町内会は地域住民が主体的活動をする組織であり、その活動は会員の総意であるべきです。運営方法は、通常総会や役員会などで、より多くの会員の意見を取り入れ、民主的に決めていく必要があります。

(2) 会則の制定及び改正等

町内会を円滑に運営していくためには、「会則」を制定し、一定の基準等を設けて処理していくことが必要です。また、町内会を運営していく中で、社会情勢の変化によって、会則の不都合や運営に支障がある場合、会則を改正または細則を設けるなどして適正な運営をしていく必要があります。

(3) 意見の集約

地域で生活していく上で生じた課題は、地域住民全体の課題として考えていく必要があります。課題に対しては、多くの会員の意見を聞いて対策を決めていくことが町内会の基本で

あり、重要事項を扱う総会での表決が意見集約の中心になります。

また、その議案やそれに関連する諸事項を決める代議員会、役員会などでの審議も重要です。特に、日々の課題解決は、役員会での決定が重要になります。

(4) 役員を選出方法及び任期

役員を選出方法については、①選考委員会等により候補者を推薦、②選挙、③輪番制など様々な方法がありますが、会員の意見が公正に反映できる民主的な選出方法を会則（または選出規程）で定めておくことが重要です。

また、任期については、特定の人が長く務めすぎても、役員変更が頻繁すぎても、会の活動を停滞させる恐れがあるため、適正な期間を会員の皆さんで話し合い、会則で定めておきましょう。

なお、各役職のマニュアルや引継書などを作成しておく、スムーズな会務運営に役立ちます。

(5) 事業・収支報告及び事業計画・予算

毎年度、総会を開催し、事業報告や収支決算を報告して承認を受け、新年度の事業計画や収支予算を決定します。会長ほか関係役員で「総会議案書」として、これらをまとめた書類を作成し、会員全員に知らせる必要があります。

その他、会計処理は、複数の役員を通さないとできない仕組みにし、監査も2名以上おくとよいでしょう。

なお、市や自治会連合会では、町内会の収支予算書等の作り方のご相談も受け付けています。

(6) 会員名簿の取扱いに注意しましょう

町内会も個人情報保護法の適用対象です。次のことに注意して適正に管理しましょう。

<町内会で個人情報を取り扱うときのルールを決めましょう！>

情報を集める前	情報を集めるとき	情報の管理	第三者への情報提供
利用目的をあらかじめ特定すること。 (例) 会員名簿の作成、会費の請求、会員の親睦活動、災害時などの緊急時 など	本人に利用目的を明示すること。 (例) 「いただいた個人情報は、会員名簿の作成、会費の請求に利用し、利用目的以外には使用しません。」などを記載する。	適切に管理し、紛失・漏えいを防止すること。 (例) 名簿を放置せず常に一定の場所で保管し、廃棄する際は裁断し読み取れない状態にする。	本人の同意を得ること。また、記録を残すこと。 ≪例外！≫ 人の生命・身体・財産の保護に必要な場合や法令に基づく照会等は同意なしに提供可。

※市ウェブサイトの「個人情報の取扱基準の例」、「世帯（家族）カード」を参考にしてください。(関連 39 ページ)

5 集合住宅について

アパートやマンション等の集合住宅の居住者も、その地域で暮らす以上、町内会活動に参加して、地域に溶け込むことが望まれます。集合住宅の居住者が町内会活動を行うには、次の2つのパターンがあります。

(1) アパートやマンション等の入居者が近隣の町内会に加入

(2) アパートやマンション等の単位で単独の町内会を設立

どちらにするかは集合住宅の規模や地域の状況などによって異なると考えられますが、居住者がいち早く地域に親しめるよう、十分に話し合っ決めてみましょう。

6 町内会の新設・統合等について

集合住宅等で、世帯数が多く、単独の町内会設立を検討する場合には、地域の連合会や郡山市自治会連合会事務局へご相談ください。

また、既存の町内会等にあっても、規模によっては、単独の町内会の立ち上げや、反対に隣接町内会との統合を検討し、適正規模とすることを考慮すべきケースもあります。

町内会の新規設立、分割、統合等を検討している場合は、郡山市自治会連合会事務局、市民・NPO活動推進課または各行政センターへご相談ください。

【参考】 町内会設立までの一般的な流れ

1. 町内会の設立の必要性について検討する。
(既存町内会との統合・合併はできないか、近隣との調整はできているかなど。)
2. 設立発起人会を結成する。
3. 設立について地域住民の意見を集約する。
4. 設立趣意書等を配布、申込みを受ける。
5. 会則案をつくる。
6. 事業計画案、予算案などをつくる。
7. 役員を選出方法などを検討する。
8. 設立総会を開催し、設立及び議案を審議、決定する。→ 設立
9. 連合町内会に加入する。
10. 市に町内会の設立を報告する。

【第2部 町内会と市の関わり】

1 町内会の関係事務

問 市民・NPO活動推進課 ☎ 924-3471



(1) 町内会長が変更になったら

町内会長が変更になった場合には、市民・NPO活動推進課へ届出が必要となります。変更があった際は速やかにご提出ください。(毎年2月頃に関係書類を送付します。)

<町内会長が変更になったときの届出等>

- ・町内会長変更の届出(町内会等関係事項変更届)
- ・ふれあいネットワーク受信者変更の届出(ふれあいネットワーク事業関係変更報告書)
- ・広報こおりやま等の配送先変更の手続き(町内会長変更の届出に合わせて報告できます。)
- ・認可地縁団体の代表者変更の届出(認可されている場合。15、16ページをご覧ください。)

このほか、集団資源回収の実施団体として町内会が登録されている場合、資源回収実施団体登録事項変更届の提出をお願いします。(25、26ページをご覧ください。)

「町内会等関係事項変更届」と「ふれあいネットワーク事業関係変更報告書」の内容について、パソコンやスマートフォンからまとめて報告できます。ぜひご利用ください。



(2) ふれあいネットワーク事業



町内会長等に対して、定期的にファックスや電子メールにより市政に関する情報を提供しています。

① 情報の取扱いについて

毎月1日と15日(休日の場合は、その翌日)の月2回配信します。

災害時など緊急性のある情報については、随時送信します。

町内会での回覧は、必要ありません。ただし、災害時など緊急性の高い情報は、回覧をお願いする場合があります。

② 情報の受取方法について

ファックスによる受信	電子メールによる受信	市ウェブサイトでの閲覧
ファックス機器をお持ちでない方には、 <u>市から貸与します。</u>	<u>電子メールを利用可能な方は、電子メールでの受信をお願いします。</u>	<u>町内で周知する場合などは、ぜひウェブサイトでの閲覧をご案内ください。</u>

③ 消耗品の補充について

市貸与のファックス機器を使用する場合、消耗品(用紙、トナー、ドラムカートリッジ)に不足が生じた際は、市の負担で補充します。

※消耗品を市の負担で補充できるのは、年度内1回のみです。

※自己所有の機器を使用する場合は、機種が様々であるため、消耗品については各自で負担いただくことになります。

行政への各種連絡やご意見等につきましては、下記のファックス用フリーダイヤルをご利用ください。

ファックス・フリーダイヤル 0120-37-0249

(3) 市刊行物等配布謝礼金

「広報こおりやま」をはじめとした市刊行物等の配布に係る謝礼として、各町内会に対し市刊行物等配布謝礼金を支給しています。毎年、6月1日現在の広報等の配布世帯数や町内会の口座を調査しますので、調査表の提出にご協力をお願いします。

なお、謝礼金の使い方に制限はありませんが、町内会の収入として収支報告に記載するなど、町内会で疑義が生じないようにご注意ください。

【支給基準】 6月1日現在の広報配布世帯数×@700円

【振込時期】 10月頃予定

(4) 町内会長等行政連絡謝礼金

町内会長に対し、行政との連絡に係る通信費、市主催行事参加のための交通費の一助として行政連絡謝礼金を支給しています。

10月1日現在で在職の町内会長個人の口座を調査しますので、調査表の提出にご協力をお願いします。

【支給基準】 毎年6月1日現在の世帯数

【振込時期】 12月頃予定

町内会加入世帯	年額
49世帯以下	15,000円
50世帯～99世帯	18,000円
100世帯～199世帯	21,000円
200世帯～499世帯	24,000円
500世帯～799世帯	27,000円
800世帯以上	30,000円

(5) 広報こおりやま等の配布

広聴広報課 ☎ 924-2061

市民・NPO活動推進課 ☎ 924-3471、各行政センター

「広報こおりやま」等の市刊行物情報の配布や回覧をお願いします。配布にあたっては、町内会に加入していない世帯にも町内会への勧誘と併せてできるだけ配布するようお願いいたします。(未加入世帯分の部数も配布謝礼金の対象としています。)

① 刊行物等の配布時期 (月2回)

- 広報こおりやま**…… 毎月1回 (原則26日までに配送します。月末までに各世帯に配布くださるようご協力をお願いします。配布担当の方にもお伝えください。)
- その他の市刊行物等**… 毎月2回 (広報こおりやまと同時配布及び毎月10日頃の配布をお願いします。)

※やむを得ない事情により、不定期に送付される場合がありますので、ご了承ください。

② 分割配送について

町内会の規模が大きく、世帯数が多
数となる場合、配布される方の負担を
軽減するために、分割配送を行ってい
ます。

【分割条件】

1つの町内会全体の広報等配布件数が、
200世帯以上 300世帯未満 → 2分割以内
300世帯以上 → 3分割以内

③ 配送先や配布部数に変更が生じたとき

本庁管内の町内会は広聴広報課または市民・NPO活動推進課へ、行政センター管内の町内会は、該当する行政センターへ変更内容をご連絡ください。(届出はファックスやオンライン申請(※)でも可能です。)

配送先の変更	配布部数のみの変更
●毎月8日(8日が土・日曜日、祝休日の場合はその前日)までに変更内容を届けた場合 →届けた月から変更	●毎月12日(12日が土・日曜日、祝休日の場合はその前日)までに変更内容を届けた場合 →届けた月から変更
●毎月9日以降に変更内容を届けた場合 →届けた月の翌月から変更	●毎月13日以降に変更内容を届けた場合 →届けた月の翌月から変更

(※) 広報こおりやまの配送先、配布部数の変更を
パソコンやスマートフォンから報告できます。
ぜひご利用ください。

＜配送先・配送部数の変更＞



④ デジタル掲示板

市から町内会を通して回覧・配布をしている市刊行物情報は市ウェブサイト「デジタル掲示板」でご覧いただけます。次のURL等をメールやLINEで共有するなど、町内会での情報共有にご活用ください。

【URL】 <https://www.city.koriyama.lg.jp/site/chounaikai/>



(6) 町内会の法人化(認可地縁団体)

認可地縁団体制度とは、町内会等が地域的な共同活動を円滑に行うために必要であれば、市長の認可を受けることにより、法人格の取得を可能とするものです。

[令和8(2026)年4月現在 95団体]



① 認可申請ができる団体の要件

- 地縁による団体であること。(スポーツ同好会等の特定活動を目的とした団体や、老人会・婦人会等の年齢や性別を構成要件とする団体などは対象になりません。)
- 地域的な共同活動を現に行っていること。
- その区域が客観的に明らかであること。

- その区域内の住民であれば、全て構成員になることができ、また、その相当数の者が現に構成員になっていること。
- 次の項目が規定された規約を定めていること。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・目的、名称、区域、主たる事務所の所在地 ・構成員の資格に関する事項 ・代表者に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・会議に関する事項 ・資産に関する事項 |
|---|--|

② 代表者が変更になったときは

認可地縁団体の代表者が変更になったときは、地方自治法に基づき市へ「告示事項変更届出」が必要になります。

③ 規約を変更する場合には

認可地縁団体が規約を変更する場合には、市長の認可が必要となりますので、事前にご相談ください。

④ 不動産登記に係る特例制度について

認可地縁団体が所有する不動産について、登記関係者の所在不明により所有権の移転登記ができないような場合に、当該不動産を10年以上占有している等の一定の要件を満たすことで、認可地縁団体名義の登記申請を行うことができる特例制度があります。
制度の活用には条件がありますので、事前にご相談ください。

2 市政への意見・提案

(1) 市民提案制度 広聴広報課 ☎ 924-2061



市民の皆さんの声を市政に活かすため、ご提案・ご意見などを受け付けています。

- 市ウェブサイトからの投稿・・・市ウェブサイトに専用のページを設置
- ファックスによる投書・・・広聴広報課に専用ファックス(0120-435106)を設置
- 専用用紙での投書・・・市役所、行政センター内に投書箱及び投書用紙を設置
- その他・・・手紙や電話などでの受付

(2) ココナビこおりやま 広聴広報課 ☎ 924-2061



道路の破損や防犯灯の故障などの情報提供を受け付けています。
市公式LINEアカウントから投稿できますのでご利用ください。
修繕状況は、地理情報システム(GIS)上で確認できます。

(市公式LINEの友だち登録はこちらから)



3 集会所への助成

(1) 集会所整備等に係る補助金

市民・NPO活動推進課 ☎ 924-3471



市では、町内会の皆さんが維持管理する集会所の整備等に係る経費を補助します。

① 集会所整備費補助金

●補助の概要

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築、修繕工事費 ・解体撤去費 ・土地整備工事費 ・設計料 ・水道加入金 ・建物購入費 <p>※「壁掛け型エアコン」の設置や「LED照明」の設置（一定基準に適合するもの）も補助対象となります。</p>
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・門、さく、へい、植樹等の工事費 ・備品等購入費 ・用地取得費 ・事務費（申請手数料、検査料、分筆に係る経費、登録免許税等） ・建物内の照明やサッシのうち、環境にやさしい設備と認められないもの など
令和8年度補助率	<p>補助対象経費総額の 2分の1以内（補助上限1,500万円）</p> <p>※解体撤去の場合、補助率は補助対象経費総額の 3分の1以内となります。</p> <p>※新築、増築及び改築の場合は、市で定める基準工事費または工事实費のうち、いずれか低い額の2分の1以内となります。</p> <p>※補助対象経費が15万円未満の場合は、対象外となります。</p>

●補助を希望する場合

集会所整備を希望する場合には、事前に市との協議が必要です。協議の上、工事着工の前年の9月中旬までに、次に掲げる書類を提出してください。

なお、書類提出の翌年、補助金等交付決定通知が届いた後、着工可能になります。

<p>【準備書類】</p> <p><input type="checkbox"/>費用明細書（工事見積書） <input type="checkbox"/>図面 <input type="checkbox"/>現況写真</p> <p><input type="checkbox"/>議事録（集会所整備を行うこと及び施工業者決定の議決をした総会等の会議録）</p>
--

●留意事項

- ・当補助金の交付を受けた後、5年以内に再度申請を行うことはできません。
- ・集会所整備事業の進行状況は町内会の皆さんに周知し、会員の知らないうちに計画が進んでしまうことのないようにしてください。
- ・集会所敷地として土地を新たに取得する場合は、トラブルにならないよう契約内容等に注意してください。

② 集会所敷借地料補助金

集会所の敷地として使用される土地や集会所の利用に供する駐車場として使用される土地に係る借地料について、2分の1以内を助成します。

③ 集会所借家料補助金

市街地等において集会所の建設が困難な場合、一戸建てやアパート、マンションの1室を集会所として使用する場合の借家料について、町内会加入世帯に応じ、1か月6万円を限度として、2分の1以内を助成します。

(2) 集会所の固定資産税等の課税免除

資産税課 ☎ 924-2091

町内会が地域住民の集会専用として使用している集会所及びその敷地は、申告により固定資産税・都市計画税の課税が免除されます。

ただし、所有者が当該集会所及びその敷地を有料で使用させている場合を除きます。

課税免除の適用を受けるには、1つの集会所ごとに申告する必要があります（年度更新する必要はありませんが、変更等がある場合はその都度申告が必要です。）。

※ゲートボール場用地の固定資産税等の減免については、36ページをご覧ください。

4 地域づくり支援

(1) コミュニティ助成事業

市民・NPO活動推進課 ☎ 924-3471

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業費としてコミュニティ組織（自治会・町内会等または地区町内会連合会）が行う活動に必要な施設または設備の整備（助成額100万円～250万円）に関する事業に助成を行っています。

申込みは、市が窓口となっています。ただし、この助成は財源が限られており、申請すれば必ず助成が受けられるものではなく、一定の制限等があります。

【整備事例】

種類	設備等
集会所用備品	机、椅子、PC、複合機、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード
行事用備品	イベント用テント
祭事用備品	やぐら、太鼓、神輿、山車、法被
その他	草刈機、簡易倉庫・物置

※設置場所等により、助成対象外となる場合があります。

※申請待ちの団体が多いため、申込みから実際の申請まで、長期間お待ちいただくようになります。

(2) 未来に続くみんなのまちづくり補助金



市民・NPO活動推進課 ☎ 924-3471

市民活動団体（町内会やボランティア団体など）が行う次の活動を支援します。

- ①地域の魅力創出のために、新たに又は既存の事業を拡大して実施する公益的活動（※）
- ②「地域でやりたいこと」を実現するために、本市と連携して、多様な主体による協議の場を形成して実施する公益的活動

※公益的活動…団体が自主的かつ自発的に行う、不特定多数の者の利益の増進のための活動

補助金額	補助対象経費の2分の1以内の額（限度額 20 万円） ※光熱水費や家賃などの日常的な経費や単発のイベントを除きます。
------	---

(3) まちづくり活動保険

市民・NPO活動推進課 ☎ 924-3471



市民公益活動中の傷害事故や他人に対する賠償責任事故を補償する保険を導入しています。事前の加入申込みや保険料は不要で、町内会活動中の事故の多くが補償の対象となります。活動中に事故が発生した場合は、すみやかにご相談ください。

<傷害事故補償>

区分	補償金
死亡保障	200 万円
後遺障害補償	8 万円～200 万円
入院補償	日額 3,000 円
通院補償	日額 2,000 円

<賠償責任事故補償>

区分	補償金（上限）
対人賠償	1 名 5,000 万円
	1 事故 1 億円
対物賠償	1 事故 1,000 万円
保管物賠償	1 事故 300 万円
※各区分とも免責額（自己負担額）1,000 円	

(4) 福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）



福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課 ☎ 935-1323

市民・NPO活動推進課 ☎ 924-3471

地域づくりに積極的に取り組んでいる団体で、地方振興局長が定める採択方針に合致する事業に対して、福島県が補助する助成制度です。

市では、この助成制度の申込受付窓口となっています。

【一般枠の場合】

実施主体	民間団体（任意団体、自治会、町内会、コミュニティ組織等）
対象地域	全ての市町村の地域
補助率	補助対象事業費の3分の2以内（限度額 500 万円）
補助対象事業費の下限	50 万円
補助の期間	原則 1 年（発展的な事業等は 3 か年を限度）

5 消防・防災

(1) 救急

郡山消防署（救急係） ☎ 923-1469



郡山消防署・各分署などでは心肺蘇生やAEDの取扱いについて学ぶことができる応急手当講習会を無料で実施しています。突然のけがや病気で呼吸や心臓がとまってしまった時、命を救うためには、救急隊が到着するまでの応急手当が大切です。町内会活動の1つとしてぜひ受講をお願いします。

(2) 救急安心お願いカード

防災危機管理課 ☎ 924-2161



救急安心お願いカードは、救急車を呼んだ際、気が動転していたり、意識を失ったりしていても、救急隊員等に自分の健康状態（既往歴、服用薬、アレルギー等）を伝えるためのカードで、携帯用と掲示用の2種類あります。市ウェブサイトからダウンロード、または防災危機管理課に設置していますので、万が一の安心のために、ぜひご利用ください。

(3) 災害時の情報伝達手段

防災危機管理課 ☎ 924-2161



市では、大規模災害の発生または発生するおそれがあるときは郡山市災害対策本部を設置します。また、市民との連絡手段を確保するため災害発生時に代表電話を設置します。

災害情報や避難情報は、防災行政無線、緊急速報メールに加え、次のような手段で情報配信しますので、市民の皆さんは積極的に情報の収集に努めてください。また、「いざ」というときは、近所に声を掛けることはもちろん、お年寄りや介護の必要な方々への支援や協力をお願いします。

- メールマガジン・・・郡山防災ウェブサイトから登録できます。
- フェイスブック、X・・・「防災こおりやま」で検索してください。
- コミュニティFM・・・79.1MHz（郡山コミュニティ放送）
- 郡山防災ウェブサイト・・・【URL】 <https://bousai.koriyama-fukushima.jp/>
- 電話ガイダンス・・・TEL0120-131-963
- 災害時代表電話・・・TEL924-2999（災害対策本部設置時のみ）

(4) 避難場所について

防災危機管理課 ☎ 924-2161



市では、災害等の発生に備え、近隣の公共施設を中心に避難場所を指定しています。指定する避難場所は市ウェブサイトや「わが家の防災ハンドブック」に掲載しています。

なお、避難所は災害の状況等に応じて開設しますので、郡山市防災ウェブサイト等で最新の情報を入手してください。

避難所の混雑状況

- VACAN



避難所までのルート表示等

- スマ保災害時ナビ



指定緊急避難場所	指定避難所	車中避難・車両避難場所
避難者が一時的に退避するための場所です。小中学校、高校のグラウンド、大規模公園など、地域全員の安全を確保できる場所です。	避難者が一定期間滞在するための施設です。小中学校、高校の体育館及び公民館など避難者の安全を確保し、応急救護が容易に行える施設です。	避難所の3密を防ぐために、親戚や友人の家などへの避難を含む分散避難の1つとして車中避難・車両避難を行うための駐車場所を指定しています。

(5) 避難行動要支援者避難支援制度

保健福祉総務課 ☎ 924-3822



「避難行動要支援者避難支援制度」は、地震や水害などの大規模な災害時に、高齢者や障がい者など、ひとりで避難することが困難な方が、本人の同意を得た上で避難支援に必要な個人情報を町内会などの関係者に提供することで、地域の中で安否確認や避難支援を受けられるようにする制度です。

個別避難計画

災害発生時において、一人ひとりの避難場所や避難方法（経路）等をあらかじめ決めておく「個別避難計画」を作成しております。

対象となる方や登録方法は、保健福祉総務課へお問合せください。

(6) ハザードマップ



市では、洪水や土砂災害などが想定される区域や避難所等、避難に役立つ情報を載せたハザードマップを作成しています。平時の防災意識向上や有事の際の安全な避難行動に役立ててください。

※ハザードマップは、各担当課、市政情報センター、行政センター、公民館及び図書館（分館を除く。）でご覧いただけるほか、市ウェブサイトでもご覧いただけます。

① 洪水ハザードマップ

河川課 ☎ 924-2701

台風等の大雨で、河川の流域（阿武隈川、五百川、藤田川、逢瀬川、笹原川、谷田川、桜川、天神川、八島川）に想定される最大規模の雨が降った場合に浸水が想定される範囲や深さ、避難所等を地図に示したものです。

② 内水ハザードマップ

上下水道局経営戦略課 ☎ 932-7644

ゲリラ豪雨などで短時間に大雨が降った場合に、郡山市の市街地等で浸水が発生する恐れがある区域を地図に示したものです。

③ 3次元浸水ハザードマップ

上下水道局経営戦略課 ☎ 932-7644

市街地における局地的な豪雨、いわゆるゲリラ豪雨を想定し、道路や家屋への浸水状況を立体化した航空写真上にわかりやすく表したものであり、時系列で浸水範囲が見られたり、避難場所までの経路等を確認したりすることができます。

市ウェブサイトでは、時系列で浸水範囲等を表した動画をご覧いただけます。

④ 土砂災害ハザードマップ

河川課 ☎ 924-2701

福島県が指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を対象に、避難所や避難する時に注意が必要な場所などの情報を地区ごとにわかりやすく示したものです。

⑤ 液状化ハザードマップ

河川課 ☎ 924-2701

郡山市における液状化の可能性をマップに示したものです。

⑥ ため池ハザードマップ

農林基盤整備課 ☎ 924-3921

地震等により、万が一、農業用ため池が満水状態で決壊した場合の浸水が予想される範囲とその深さ、洪水が到達するまでの時間を表示したものです。

(7) 自主防災組織

防災危機管理課 ☎ 924-2161



郡山消防署（消防救助係）☎ 933-4343

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもと、地域で自主的に結成する組織で、平常時や災害発生時に、地域の人たちで力を合わせ防災活動を行う町内会等の住民の皆さんの集まりです。

【平常時の主な活動】

- 地域内の安全点検
- 防災知識の普及・啓発
- 防災訓練

【災害時の主な活動】

- 初期消火
- 避難誘導
- 救出・救助
- 情報の収集・伝達
- 避難所の管理・運営

※自主防災活動に当たっては、必要に応じて防災危機管理課がお手伝いしますので、お気軽にご相談ください。

(8) 郡山市消防団

防災危機管理課 ☎ 924-2161



郡山市消防団は市民に最も身近な防災機関の一つとして、火災時の消火活動や災害時の避難誘導等、地元根付いた活動をしています。さらなる地域の安全安心のため、男性・女性を問わず、団員を募集しています。入団を希望される方には、お住いの地域の消防団をご紹介しますので、防災危機管理課までご連絡ください。

【平常時の主な活動】

- ・月に2、3回程度の夜間の地域の見回り、年数回の消防水利の点検や放水訓練、救命講習等を実施し、災害発生に備えています。
- ・商店街イベントに消防車を展示したり、小学校の防災訓練に参加したりと積極的に地域活動に参加しています。

【災害時の主な活動】

- ・郡山消防署と連携を図り、火災の早期鎮圧・消防水利の確保、避難誘導、救助活動等を実施しています。

【入団条件】 次の全てに当てはまる方

- 年齢 18 歳以上の方
- 志操堅固で身体強健な方
- 市内に居住、勤務または通学している方

6 防犯・交通安全

(1) 地域パトロール支援事業 セーフコミュニティ課 ☎ 924-2151



地域における安全で安心なまちづくりのため自主的にパトロール活動を行う団体に、パトロール活動のための用品（帽子、腕章、ベスト、信号灯、横断旗）を支給しています。支給には要件があります。詳しくはセーフコミュニティ課へお問合せください。
※随時受付。在庫がなくなり次第、年度内の受付は終了。

(2) 防犯灯（旧市内・富田・大槻地区） セーフコミュニティ課 ☎ 924-2151 (上記以外の地区) 各行政センター、夜間・休日受付 ☎ 924-2491



① 新設を要望する場合
防犯灯の新設は、町内会の要望として、セーフコミュニティ課または各行政センターへ申請してください。

② 修繕を依頼する場合
防犯灯の不点灯や破損等にお気づきになりましたら、電柱等の防犯灯プレートの番号をご連絡ください。



(3) 私道への防犯灯設置及び私道用カーブミラー設置費補助



私道への防犯灯設置 ：セーフコミュニティ課 ☎ 924-2151
私道用カーブミラー設置 ：道路保全課 ☎ 924-2301

防犯灯



カーブミラー

町内会等で、私道用防犯灯または私道と公道の交差点にカーブミラーを設置する場合、設置工事費を補助します。

補助額	対象工事費の2分の1以内（上限あり）
補助条件	・延長が20メートル以上で幅員がおおむね3メートル以上。 ・3戸以上の住宅などに面している。

※その他の条件がありますので、詳しくはお問合せください。

(4) 公衆街路灯電気料補助金 セーフコミュニティ課 ☎ 924-2151



町内会等の自主的な地域活動を促進することを目的として、町内会等（商工会等を除く）が維持管理している公衆街路灯(※)電気料の全額または一部の金額を補助します。

補助対象は、市営住宅等にある公衆街路灯で、毎年1月頃に申請を受け付けております。詳しくはお問合せください。

※公衆街路灯…夜間の犯罪防止及び通行の安全を図るため、道路及び通路等に設置してある街路灯で、町内会等が維持管理しているもの

(5) 交通安全

① 交通災害共済

セーフコミュニティ課 ☎ 924-2151



交通災害共済は、市民の皆さんが、万一の事故に備えて会費を出し合い、交通事故により死亡または通院・入院された時に見舞金をお支払いする制度です。

セーフコミュニティ課、各行政センター、市民サービスセンターの窓口にて受け付けています。

加入資格	市内に居住し、住民基本台帳(住民票)に記載されている方。
対象となる交通事故	日本国内において発生した交通事故により、死亡または入院、通院した場合。
共済掛金	1人 年額 500円
共済見舞金及び弔慰金	見舞金／2万～30万円 弔慰金／100万円
条件	・ 共済期間内1人1回の請求 ・ 入院通院日数4日以上から支給対象

② 交通安全教室

セーフコミュニティ課 ☎ 924-2151



幼児・児童・生徒・高齢者等を対象に、郡山市交通教育専門員を講師として交通安全教室を行っています。(無料)

希望する場合は、開催希望日の約2か月前までにご相談ください。

(6) 空き家対策

① 空き家等の適正な管理にご協力ください

住宅政策課 ☎ 924-2631



次のような空き家がある場合は、現地の住所や目印となるような場所を住宅政策課までご連絡ください。

- ・ 建築物等の倒壊や外壁等の剥落等がある場合
- ・ 草木の越境により通行の妨げになっているような場合 など

② 空き家の利活用に関する相談について

NPO法人こおりやま空家バンク ☎ 926-0032

(市役所本庁舎3階 住宅政策課前)



NPO法人こおりやま空家バンクでは、市と協定を締結し、空き家の利活用や売却・解体等、空き家に関する相談を無料で行っています。ぜひお気軽にご相談ください。

7 ごみ・身の回りの環境

(1) ごみ集積所の新設等の手続

ごみ減量推進課 ☎ 924-2181



住宅が増えることなどによって、ごみ集積所の新設・移設等を希望される場合は事前の相談が必要です。まずは、インターネットまたは電話で相談の予約をしてください。

① 場所の選定

場所の選定に当たっては、次の点をご検討ください。

- ・収集車の運行に適している場所であること。
- ・交通の支障（狭隘な道路、信号や交差点の直近など）にならない場所であること。
- ・関係住民の同意を得た場所であること。
- ・利用者がおおむね 20 世帯から 30 世帯であること。

② 届出

使用開始予定日の 2 週間以上前に、インターネットまたは窓口にてお手続きください。

③ 決定

届出がされますと、現地を確認調査のうえ適否をおおむね 2 週間で届出人に通知します。この通知があるまでは、既存の集積所にお出してください。

(2) ごみ集積所の立会指導

ごみ減量推進課 ☎ 924-2181



ごみ出しルールの徹底のため、市職員を派遣し、町内会の皆さんと一緒にごみ集積所の立会指導を行います。ごみ出しルールの違反でお困りの場合はご相談ください。

(3) 集団資源回収報奨金

ごみ減量推進課 ☎ 924-2181



町内会、子ども会等地域の団体が資源物の集団資源回収を行うと、1 kgにつき 5 円の報奨金が市から交付されます。報奨金の交付までの手続は、次のとおりです。

① 実施団体の登録を行う

インターネットまたはごみ減量推進課及び行政センター窓口にて、団体名、代表者の氏名及び住所、振込口座の登録が必要です。（登録の申請書は、市ウェブサイトに掲載している様式をダウンロードするか、ごみ減量推進課及び各行政センターに備え付けてあります。）登録済みで内容に変更のない場合は、必要ありません。

② 集団資源回収を実施する

回収対象資源物は、古紙（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、菓子箱などの雑がみ）、鉄類（スチール缶等）、非鉄類（アルミ缶等）、布、瓶（酒、ジュース、しょうゆの瓶等）です。※あらかじめ回収資源物を引き取る業者を決めてください。また、業者によっては引き取る資源物が限定されていることがありますので、事前に打合せをしてください。

③ 報奨金交付申請書を提出する

資源回収業者から、引き取ってもらった資源物の「種類」「重さ」「金額」が記入された

資源回収集荷取引伝票の添付が必要です。インターネットまたはごみ減量推進課及び行政センターの窓口へ提出してください。

④ 報奨金を交付します

1 か月ごとに口座へ入金します。交付までに 2 か月ほどかかることがあります。

(4) 所有者不明の空き地

環境政策課 ☎ 924-2731



町内会で所有者が不明で雑草の繁茂等により適正な管理が行われていない空き地がある場合は、環境政策課へお問合せください。

8 道路・河川・上下水道

(1) 市道(生活道路)の拡幅・舗装

道路計画課 ☎ 924-2291、各行政センター



安全・安心で快適な生活基盤の向上を図るため、生活道路の改良・舗装工事を実施しています。整備要望につきましては、道路計画課または各行政センターへお問合せください。

(2) 市道の維持・補修

道路保全課 ☎ 924-2301



次のような市道の異変を発見した場合は、現地の住所や目印を道路保全課までご連絡ください。

- ・道路が陥没したり、舗装部分に穴があいている。
- ・側溝や側溝蓋が破損している。

(3) 道路照明灯(駅前広場・地下道灯)

道路保全課 ☎ 924-2301



修繕を依頼する場合

道路照明灯(駅前広場・地下道灯含む)の不点灯や破損等にお気づきになりましたら、照明柱等の管理プレートに記載されているQRコード(オンライン通報、24時間365日受付可能)または、電話番号からプレート番号等をご連絡ください。



(4) 私道整備の補助制度

道路計画課 ☎ 924-2291

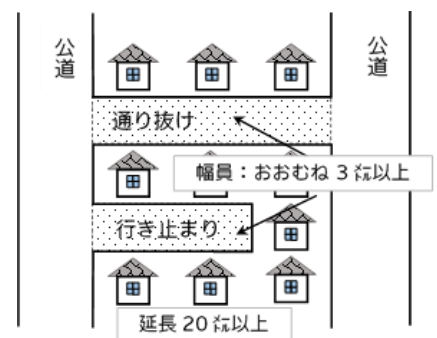


環境の向上を図るため、住民の皆さんが「自分たちの道路(私道)」の舗装整備をする場合、その整備費用の2分の1以内を補助しています。

【対象となる私道】

公道に接続している私道で延長が20m以上、幅員がおおむね3m以上で、私道に3戸以上住宅などが面しており利用があること。

※詳しい条件等は事前にご相談ください。



(5) 市道の除雪について

道路保全課 ☎ 924-2301



市では、次の除雪基準で市道の除雪を実施しています。

除雪作業には、地域の皆様のご協力が必要となりますので、よろしくお願ひします。

① 除雪路線

幹線道路等の重要な路線や公共施設等に通じる路線を基本とし、その他市街地と公共施設を結ぶバス路線や、公共施設周辺で必要と認められる路線等

② 除雪基準

- 新雪除雪 気象状況を勘案し、積雪が 10cm を超える見込みがある場合や、積雪量が 10cm 以上となった場合
- 緊急除雪 積雪量がおおむね 40cm を超える見込みや、市民生活に及ぼす影響が大きいと予想される降雪量が見込まれる場合
- 融雪剤散布 幹線道路やバス路線等において、気温が -1°C 以下で、路面が凍結している場合

③ 除雪時間帯

夜間からの降雪においては、通勤・通学の時間までに完了することを目標に除雪を行います。その他、積雪状況により必要が生じた場合は、その都度実施します。

④ 除雪管理システム

除雪車両の現在位置や軌跡の情報を、直近 6 時間までパソコン等でご覧いただけます。

⑤ 融雪剤の配布

市道への融雪剤の散布にご協力いただける方に、無料で融雪剤を配布しております。希望される方は道路保全課または各行政センターへお問合せください。

なお、散布方法や散布における注意点については、市ウェブサイトをご覧ください。

期間：12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

数量：個人や企業等は 1 袋まで、町内会等の地域団体は 3 袋まで



(6) 乗合タクシーが運行中!

総合交通政策課 ☎ 924-3721

自宅などから指定の目的地（駅やバス停・生活施設等）までを決まった時間に結ぶ「乗合タクシー」が各地区にて運行中です。

通勤・通学、通院やお買い物に便利な乗合タクシーをご利用ください。



運行地区	・安積地区 ・喜久田地区 ・西田地区 ・三穂田地区 ・日和田地区 ・中田地区 ・逢瀬地区 ・熱海地区 ・片平地区 ・田村地区
	※一部の地域のみ対象となっている地区がございます。
運賃	1 人 1 回 大人 500 円、高校生以下・障がい者 250 円 未就学児（大人 1 名につき 2 名まで）無料

※事前予約制。詳しくは QR コードを参照いただくか、総合交通政策課へお問合せください。

(7) 河川愛護団体

河川課 ☎ 924-2701



河川愛護団体は市内を流れる河川の維持管理を目的として、河川愛護活動を行うボランティア団体です。

市では、河川愛護団体に対し、毎年報償金を支給しています。

新たに河川愛護団体を登録する場合や、報償金の支給を受けるための条件は、河川課までお問合せください。

【主な活動】河川敷などの除草や清掃活動、花壇の手入れや河川のパトロールなど

(8) 私道への下水道本管布設について

上下水道局下水道整備課 ☎ 932-7672



下水道の普及促進のため、私道の幅員が1.5m以上あることや布設する下水道管を利用する家屋が2戸以上あり、その家屋が遅滞なく公共下水道に接続するなど、要件を満たす私道については、上下水道局の費用で下水道管を布設します。

このほかにも要件がありますので、詳しくは下水道整備課までお問合せください。

9 公園・緑

(1) 郡山市公園愛護協力会

公園緑地課 ☎ 924-2361



公園愛護協力会は、市民が公園や緑地を快適で安全に利用できるように、市と地域住民の皆さんが協力して、公園の美化や健全利用の促進を図るとともに、公園管理の適正化や効率化を目的に結成されている団体です。

市では、公園愛護協力会に対し、毎年報償金を支給しています。

公園愛護協力会が結成されていない都市公園におきまして、活動等の意向がある場合は、公園緑地課までお問合せください。

【主な活動】公園の清掃、除草、見回り、遊具の軽易な点検、樹木の異状等の連絡 など

(2) 遊具等の公園施設の修繕

公園緑地課 ☎ 924-2361

遊具や公園灯をはじめとする施設の不具合等にお気づきの際は、公園緑地課までご連絡をお願いします。

(3) 除草・清掃等のごみ収集

公園緑地課 ☎ 924-2361

公園の除草・清掃等の地域活動により発生した刈草やごみ等については、公園緑地課で回収します。ごみ袋にまとめたうえ、公園内の入口付近等の回収しやすい場所へ集積し、公園名・ごみ袋の数をご連絡ください。

また、ごみ袋は公園愛護協力会や町内会等の関係団体に配付していますので、公園緑地課までお問合せください。

草刈等ゴミ回収申請QRコード



(4) 共同で行う緑化活動への助成

21世紀記念公園 ☎ 924-2194



地域住民が共同で地域緑化活動として地域の公開空地に植栽を計画されている場合に、必要な樹木等（草花含む）を交付します。

交付基準	市民へ開放出来る公開空地へ植栽する場合。
申込方法	申請用紙に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて、21世紀記念公園とんがりふれあい館に提出してください。

(5) 緑の街並みづくり事業

公園緑地課 ☎ 924-2361



民有地にプランター等で花や木を設置する団体やグループへ緑化資材を貸与します。

交付基準	<ul style="list-style-type: none">・市街化区域内の道路に面する公開性のある場所で、戸建住宅、事業所等が3戸（軒）以上の一団または30m程度連続した場所にプランターなどを用いて緑化し、管理できる団体・貸与した緑化資材を3年以上管理し、都市緑化に貢献できる団体・緑化資材の設置に必要な民有地を確保できる団体
申込方法	申請用紙に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて公園緑地課に提出してください。

(6) 花いっぱいコンクール

教育委員会生涯学習課 ☎ 924-2441



地域を花で美しく彩っている（花いっぱい運動を行っている）団体を表彰しています。

① コンクール参加部門

一般花壇の部	学校花壇の部	路側の部
屋外で花壇やフラワーポット群を育てている団体	敷地内で花壇やフラワーポット群を育てている学校	道路端などに面している花壇やフラワーポット群を育てている団体

② 表彰までのスケジュール

- ・募集期間 6月上旬～6月下旬（公民館が窓口になっています。）
- ・審査時期 7月～8月（地区ごとに予備審査があります。）
- ・表彰 10月頃

③ 申込方法

募集期間中に、最寄りの公民館に参加申し込みください。
※申込用紙は、公民館にあります。

10 地域福祉・保健衛生

(1) 民生委員・児童委員 保健福祉総務課 ☎ 924-3822

民生委員・児童委員は、ひとり暮らしの高齢者、障がいのある方、子育てのことで悩んでいる方、生活に困っている方などの相談や支援を行います。町内会で支援が必要な方がいる場合は、地区担当の民生委員・児童委員にご相談ください。民生委員・児童委員の連絡先などがご不明な場合は、保健福祉総務課にご連絡ください。

(2) 共同募金 福島県共同募金会郡山市共同募金委員会 (郡山市社会福祉協議会内) ☎ 932-5311

共同募金は町内会や企業、学校など多くのボランティアの皆様を支えられながら実施しています。市民の皆さんから寄せられた募金は、福島県共同募金会を通じ地域の福祉活動や各種福祉団体の支援に使われます。

共同募金の種類

- 赤い羽根共同募金（期間：10月1日～3月31日）
県内及び市町村で活動する福祉団体・施設等へ配分されます。
- 地域歳末たすけあい募金（期間：12月1日～12月31日）
市内の歳末時期に行われる多様な福祉活動に配分されます。

(3) 日本赤十字社 日本赤十字社福島県支部郡山市地区 (郡山市社会福祉協議会内) ☎ 932-5311

災害救護活動をはじめ国際活動、血液事業、奉仕団活動の推進及び救急法や幼児安全法の普及などの事業を推進しています。

これらの事業を支えているのは、赤十字社員（毎年500円以上拠出）として協力いただいている市民の皆さまです。

(4) 敬老会補助金 健康長寿課 ☎ 924-2401

町内会等で独自に敬老会を開催される場合の経費に対し補助金を交付します。

対象事業	75歳以上（令和8年中に75歳に達する方を含む。）の高齢者の方々の長寿を地域の皆様でお祝いするために開催される敬老会
補助額	下記(1)と(2)の合計額(上限額) (1) 対象者(招待者)数×400円 (2) 対象者(招待者)数に応じた以下の金額 ・500人まで 50,000円 ・501人から1,000人まで 75,000円 ・1,001人以上 100,000円

(5) 高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）



地域包括ケア推進課 ☎ 924-3561

高齢者の方が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送ることができるよう、心身の健康維持、生活の安定のために必要な相談・支援を行う拠点として市内17か所に「高齢者あんしんセンター」を設置しています。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が中心となって高齢者の方への総合的な支援を行います。

また、高齢者あんしんセンターが主体となり、住民組織の方などにご参加いただきながら地域に共通した課題の抽出及び解決を目的として地域ケア圏域会議を開催しています。

担当地区や連絡先などが不明な場合は地域包括ケア推進課までお問合せください。

(6) 郡山市成年後見支援センター



(郡山市社会福祉協議会内) ☎ 983-1557

郡山市成年後見支援センターは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない方が、成年後見制度などを活用することによって、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう支援する機関です。

開所時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始を除く）

(7) 認知症の方への支援

地域包括ケア推進課 ☎ 924-3561

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていくため、認知症の方への支援などをまとめています。詳しくは地域包括ケア推進課へお問合せください。

① 認知症サポーター養成講座



認知症の正しい知識や対応の仕方について学び、認知症の方やそのご家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成する出張講座を開催しています。（高齢者の方やご家族に限らず、どなたでも受講することができます。）

② 認知症高齢者SOS見守りネットワーク



認知症高齢者が行方不明になったときに、警察と地域の関係機関・事業所が協力し、速やかに保護する仕組みです。見守りに協力する地域の団体は、町内会、郵便局、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、タクシー・宅配事業者など、日頃地域で活動している企業や住民団体等です。（利用には事前の登録が必要です。）

③ 認知症高齢者等身元確認QRコード活用事業



認知症高齢者等が外出し、行方不明となったまたは警察等の関係機関で保護されたときに、早期に身元が判明できるように、「身元確認QRコード活用事業」を実施しています。

衣服や杖等に貼り付けられる「QRコード」を配付し、認知症高齢者等が保護された際にその「QRコード」をスマートフォン等で読み取ることにより、早期の身元確認が可能となります。



「QRコード」

④ 認知症高齢者等位置情報探索機器貸与事業



認知症の症状により行方不明者になるおそれがある方を介護している家族に対し、電話やインターネットにより高齢者等の所在を確認できるGPS端末を貸与します。

⑤ オレンジカフェ（認知症カフェ）



認知症の方やご家族、地域の皆さんなど誰もが自由に語り合ったり、お互いの経験を共有できる場所です。同じ悩みを抱えた方の話を聞き、「自分以外にも同じような悩みを抱えている人がいる」ということがわかるだけでも、気持ちが楽になることがあります。

⑥ 希望をかなえるヘルプカード



認知症になっても社会参加を続けられるよう、日常生活で困った際に必要な支援内容などを周囲に知らせるためのヘルプカードを配付しています。

(8) 孤独死・孤立死等の防止に係る情報提供について

保健福祉総務課 ☎ 924-3822 FAX 924-2300

近年、高齢化及び核家族化の更なる進展に伴い、高齢者や障がい者世帯等における孤独死や孤立死等が危惧されています。このような孤独死や孤立死を未然に防止するためには、地域や関係機関が連携して早期に異常を察知することが重要です。

町内にお住まいの高齢者や障がい者世帯で、近頃顔を見なくなったなど普段と違うと思われる方がおりましたら、次の情報の提供にご協力をお願いします。

- ・対象者氏名、住所
- ・状況の詳細

(例) 新聞・郵便物がたまっている、昼夜電灯が点灯したままである など

(9) 介護サービス事業所の運営推進会議

介護保険課 ☎ 924-3021

地域密着型の介護サービス事業所などでは、利用者や地域住民の代表者等に対し、事業所が提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることを目的として「運営推進会議」を定期的を開催しています。

ぜひお近くの事業所の運営推進会議にご参加ください。

(10) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金

保健所生活衛生課 ☎ 924-2157



飼い主のいない猫（野良猫）によるフン・尿被害を防止するため、飼い主のいない猫のエサやトイレの管理を地域住民で協力して行い、数を減らしていこうという活動（地域猫活動）を行う団体（町内会など）に対し、不妊去勢手術の補助金を交付しています。

対象	市内在住者を含む3人（3世帯）以上の団体（事前に団体登録が必要）
補助額	手術費の2分の1 補助限度額：オス4千円／1頭、メス8千円／1頭

※ 補助金の交付は予算の範囲内となりますので、事前に電話でご相談ください。

11 生涯学習・ボランティア

(1) 公民館等の予約について

教育委員会生涯学習課 ☎ 924-2441



電話・窓口での申込みに加え、インターネットでの予約も可能です。パソコンやスマートフォンで24時間いつでも予約できますので、ぜひご利用ください。

① インターネット予約での利用の流れ

●利用者登録

初回利用時には、公民館等の窓口で、事前の登録手続（利用者ID・メールアドレス・パスワードの設定）が必要です。

●市ウェブサイトにて予約申込

「郡山市公共施設案内・予約システム」から申込み可能です。

●使用許可申請、使用料支払い、鍵の受渡し

利用当日までに公民館等の窓口で手続きを行ってください。

② 窓口・電話予約とインターネット予約の比較

窓口・電話による予約とインターネット予約とは、利用可能施設や受付開始時間、予約回数などに違いがありますので、次の表をご確認のうえ、ご利用ください。

項目		窓口・電話	インターネット
利用対象施設		全館	中央公民館[多目的ホールを除く]、地区・地域公民館、公会堂、公民館分室（安積・三穂田鹿ノ崎）、総合学習センター（安積・富久山・富久山別館）[集会室・体育室除く]
受付開始時間（＊）	中央公民館、公会堂	6か月前 午前8時30分～	6か月前 午前9時～
	総合学習センター （安積・富久山・富久山別館）	2か月前 午前9時00分～	2か月前 午前10時～
	その他の公民館	2か月前 午前8時30分～	2か月前 午前9時～
受付終了時間		利用開始時まで	利用予定日5日前の午後11時59分まで
予約回数制限		なし（集会室・ホールのみ月3日）	1施設につき月3日まで
使用料支払期限		使用前まで （職員在勤時間内）	使用前まで （職員在勤時間内）
必要事項		利用者ID	利用者ID、メールアドレス、パスワード

（＊）受付開始初日が休館日の場合は、窓口・電話は、その前日から予約受付を行います。
インターネットは、休館日・祝日でも予約可能なため、受付開始日の変更はありません。
その他詳細については、各公民館のウェブサイトをご覧ください。

(2) 研修会等で使用できる各種講座

町内会の勉強会や研修会で使用できる講座を紹介します。(オンライン対応可能な講座もありますので、ご相談ください。)

【申込要件】

- ・参加者は10名以上
- ・会場は町内会で手配してください。(会場費用が掛かる場合は町内会負担)

① 市政きらめき出前講座

教育委員会生涯学習課 ☎ 924-2441



市職員が講師として、福祉や環境、教育など約100の講座を用意しております。オンライン対応可能な講座もありますので、ご相談ください。

【申込方法】

- 希望日の2週間前までに、生涯学習課または各講座担当課に、電話で申込みになるか申込書を提出ください。電話で申込みの際は、次の内容をお伝えください。

- ・団体の名称
- ・連絡先(電話番号)
- ・希望の日時(できれば第2希望まで)
- ・後日、講座の担当課と打合せいただく方のお名前と連絡先
- ・代表者(担当者)の住所、お名前
- ・希望の講座名と講座の番号
- ・会場(予約又は申請済みの会場です。)

② 男女共同参画学習サポート事業 さんかく教室

ダイバーシティ推進課 ☎ 924-3351



人権尊重、男女共同参画、女性活躍やワーク・ライフ・バランスなどがテーマの講座を用意し、専門講師を無料で派遣しています。オンライン対応が可能な講座もありますので、ご相談ください。

※テーマや講師を市と協議しながら選定することもできます。(講座は原則2時間以内)

【申込方法】

- 希望日の1か月前までに、ダイバーシティ推進課までご相談ください。

【注意事項】

- ・受講回数は1団体当たり年2回までです。
- ・会場やチラシに「さんかく教室」である旨を明示ください。
- ・政治若しくは宗教または営利を目的とした集会は対象となりません。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君
人KENあゆみちゃん

③ 消費生活センター出前講座

セーフコミュニティ課消費生活センター ☎ 921-0333

消費者トラブルの対処法やインターネットトラブル予防などをテーマに10の講座を用意し、無料で講師を派遣します。

【申込方法】

- 希望する日の1か月前までに消費生活センターへお申込みください。



(3) 郡山市生涯学習きらめきバンク 教育委員会生涯学習課 ☎ 924-2441



様々な知識や技術、豊かな体験や経験をお持ちの方々が「達人先生」として 200 人程度の指導者やボランティア、サークルが登録されています。スポーツや文化活動、地域活動にご利用ください。

※QRコードから内容を確認できます。個別の連絡先については、生涯学習課にお問合せください。

(4) 老人クラブ活動費補助金 健康長寿課 ☎ 924-2401



高齢者の多様な社会参加活動を通じ、健康寿命の延伸を図るため老人クラブに対し、活動費の一部を補助しています。

対象事業	市内の老人クラブが行う社会奉仕活動、生きがい活動、健康増進活動	
補助額(年額)	会員数 15~24 名	35,000円 (※令和8年度より追加)
	25~44 名	47,000円
	45~99 名	60,000円
	100 名以上	75,000円

(5) スポーツ用具の貸出 スポーツ振興課 ☎ 924-3441



ボッチャやグラウンド・ゴルフなどのスポーツ用具を無料で貸し出しています。

貸出用具
ボッチャ、グラウンドゴルフ、ペタンク、ターゲットバードゴルフ、インディアカ、ネオホッケー、ゴールボール(鈴入りボール)

(6) 社会福祉協議会ボランティアセンター

(郡山市社会福祉協議会内) ☎ 932-5311

ボランティア・市民活動の支援を希望する人と提供したい人との橋渡しやボランティアや市民活動に関するあらゆる相談・情報の提供などを行っています。

(7) 市民活動サポートセンター (市役所西庁舎3階) ☎ 924-3352



郡山市市民活動サポートセンター(愛称:アシストパーク郡山)では、まちづくり活動を応援するため、次のような支援を行っています。町内会活動に役立つ講座の開催やウェブサイト・メールマガジンでの情報提供、広報サポートも行っております。ぜひご利用ください。

- 連絡手段としてのLINEや、オンライン会議などに役立つZOOMの使い方講座
- 町内会や企業、まちづくり活動団体、NPO法人等とのマッチング
- チラシや会議資料などの作成のためのコピー機・紙折り機の利用
- NPO法人の設立・運営・会計などの相談受付(町内会の会計相談も可)
- これから市民活動を始めたい方や関心がある方への講座の開催やアドバイス
- 町内会活動の充実、課題解決に向けた出前講座

老人クラブ等がゲートボール場用地専用として使用している土地は、申請により固定資産税・都市計画税が減免されます。ただし、所有者が当該ゲートボール場用地を有料で使用させている場合を除きます。

減免の適用を受けるには、毎年納期限の7日前までに申請する必要があります。

12 各種相談

市では、市民の方々が抱える諸問題に対する各種相談を受け付けています。
悩みごと・問題などがありましたら、お気軽にご相談ください。

(1) 市民相談センター

☎ 924-2155



開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで、各種相談を行っています。

次の相談は弁護士等が相談に応じるものです。詳しくは市民相談センターへお問合せください。

① 無料法律相談 争いやトラブル等が起きた際の法律相談

【相談日時】 奇数月：平日2回、土曜日1回 偶数月：平日3回
(午後1時～4時 予約制)

【相談員】 福島県弁護士会郡山支部 弁護士

② 行政相談 国、県・市(法定受託事務)の業務に対する意見、要望、苦情等についての相談

【相談日時】 第2火曜日(午後1時30分～4時 予約制)

【相談員】 行政相談委員

③ 増改築相談 増改築、修繕、新築等についての相談

【相談日時】 第2火曜日(午後1時～4時 予約制)

【相談員】 郡山住宅増改築相談委員会 増改築相談員

④ 土地家屋調査士相談 土地の境界問題、分筆、滅失登記等についての相談

【相談日時】 第2水曜日(午後1時～4時)

【相談員】 福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 県中支所 土地家屋調査士

⑤ 司法書士登記相談 相続、贈与、登記等についての相談

【相談日時】 第4木曜日(午後1時～4時 予約制) (12月は除く)

【相談員】 福島県司法書士会郡山支部 司法書士

(2) 消費生活センター

☎ 921-0333



消費者トラブルや借金問題の解決のために助言・情報提供等を行います。

【時間】午前8時30分～午後5時（土日祝日及び年末年始を除く）

※弁護士または司法書士による借金問題法律相談を行っています。（要予約）
開催日等についてはお問合せください。

(3) 交通事故相談

セーフコミュニティ課 ☎ 924-2151



交通事故に伴う賠償や示談の仕方などについて、助言や指導を行います（ただし、当事者間の交渉への介入はしません）。また、必要に応じて、救済業務を行う関係機関（日弁連交通事故相談センターなど）を紹介します。

【時間】午前10時15分～午後5時（土日祝日及び年末年始を除く）

(4) こころの健康相談

保健所保健・感染症課 ☎ 924-2163



保健所では精神面に悩みを持つ方、精神障がいまたはその疑いのある方及び家族の方等の相談を行っています。精神科医師や臨床心理士による来所相談は予約制となっています。

○ 精神保健福祉士による電話相談

【相談日時】

毎週水曜日 午前9時～正午
（祝日及び年末年始を除く）

【専用ダイヤル】

☎ 924-5560（こころまあるく）

○ 保健師による相談

【相談日時】

月～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
（祝日及び年末年始を除く）

(5) 郡山市自立支援相談窓口

郡山市社会福祉協議会 ☎ 932-5311



郡山市に居住している方で、失業等により経済的な問題で生活に困っている方、ひきこもりなどで働くことに不安を抱えている方、家族のことで悩んでいる方など、生活や就労の問題を抱えている方はどなたでもご相談ください。年齢に制限はありません。（生活保護を受給している方は支援対象外となります。）

(6) 福祉まるごと相談窓口



「ダブルケア」や「8050問題」など複合的な福祉の悩みについて、どこに相談すればよいか分からないとき、まずはお相談ください。相談者に寄り添いながら課題解決を支援します。各エリアの対象地域などは市ウェブサイトをご覧ください。

区分	電話番号
北東エリア担当（公益財団法人星総合病院）	☎ 954-3211
南西エリア担当（社会医療法人あさかホスピタル）	☎ 945-2778
中央・湖南・熱海エリア担当（郡山市社会福祉協議会）	☎ 924-3822 （保健福祉総務課内）

(7) こども家庭相談、女性・ひとり親家庭相談

こども家庭課 ☎ 924-3341

子どもの養育、ヤングケアラー、DV、家庭問題、ひとり親家庭、困難な問題を抱える女性などについての相談を行っています。

【相談日時】 午前8時30分～午後6時（第3土曜日とその翌日及び年末年始を除く）

【相談場所】 こども家庭課（ニコニコこども館3階）

※子どもへの虐待についての相談・通告窓口は、こども家庭課のほかに、福島県県中児童相談所（☎935-0611）があります。

【受付時間】 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

上記受付時間以外は児童相談所全国共通ダイヤル“189（いちはやく）”へ

(8) 外国人相談窓口

郡山市国際交流サロン ☎ 924-2970



外国人住民に関する生活相談の他、日本語教室、国際交流などの多文化共生に関する情報を提供しています。

【相談日時】 毎週月曜日～金曜日（祝祭日除く）10:00～16:00

【相談場所】 郡山市役所 西庁舎1階

【電話】 ☎ 924-2970

【メール】 intl-salon@city.koriyama.lg.jp

【参考資料 1】

各種様式データ

次の各種様式は、加工可能なデータを市ウェブサイトへ掲載していますので、ダウンロードのうえ、ご活用ください。

(ダウンロードができない方は、市民・NPO活動推進課 (☎924-3471) へご連絡ください。)



<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/33/4920.html>

【掲載情報】

- ・町内会加入促進チラシ (例) [Wordデータ]
- ・収支予算書 (例) [Excelデータ]
- ・収支決算書 (例) [Excelデータ]
- ・会則 (例) [Wordデータ]
- ・集会所使用規程 (例) [Wordデータ]
- ・引継書 (例) [Wordデータ]
- ・議事録 (例) [Wordデータ]
- ・世帯 (家族) 情報カード (例) [Wordデータ]
- ・個人情報取扱基準 (例) [Wordデータ]

【参考資料 2】

郡山市役所 庁舎等案内図

郡山市役所の本庁舎や西庁舎等のフロアマップはこちらからご覧ください。



<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/1/6177.html>

町内会活動ハンドブック(2026年度版)

平成13年4月1日 初版発行

令和8年6月1日 2026年度版発行

◇ 編集・発行 郡山市市民部市民・NPO活動推進課
〒963-8601
郡山市朝日一丁目23番7号
TEL 024-924-3471 FAX 024-931-5186

◇ e-mail : shiminnpokatudou@city.koriyama.lg.jp

◇ 郡山市ウェブサイト URL : <https://www.city.koriyama.lg.jp/>



読み終えた「町内会活動ハンドブック」は資源としてリサイクルしてください。